

在宅介護支援住宅改修に係る認定申請及び 山形市住宅リフォーム総合支援事業費補助金の申請等について

1 事業の内容

居宅内での不慮の事故を防止し、介護が必要な状態になっても、できるだけ長く在宅での生活を続けられる環境を整備するため、高齢者、障がい者等に適する住宅改修の工事（バリアフリー工事）を行う場合、それを認定し、費用の一部を助成します。

2 認定対象者

山形市内に住所及び住宅を有し、次の要件のいずれかに該当する世帯が認定の対象となります。なお、補助金の交付は1住宅につき1回限り、工事着工前の住宅とします。

- (1) 65歳以上の高齢者がいる世帯で、かつ令和6年分の所得額が400万円を超える方がいない世帯
- (2) 介護保険法による要介護又は要支援認定者がいる世帯で、かつ令和6年分の所得額が400万円を超える方がいない世帯
- (3) 身体障害者手帳の交付を受けており、下肢・体幹又は脳原性運動機能障害の個別等級が1級から3級に認定されている方がいる世帯

※世帯の考え方…世帯が別であっても同一の住所に住んでいる方全員を指します。

3 認定対象工事

玄関、廊下、階段、居室、浴室、洗面所、台所、トイレ等のバリアフリー工事（感染症対策含む。）とします。認定対象工事は4ページ「9 住宅改修工事一覧」を参照してください。

※新築工事、増築工事、おおむね3年以内に購入した住宅、山形市が過去に行った在宅介護支援住宅改修補助事業の補助を受けた住宅の改修は対象になりません。

※介護保険住宅改修費支給制度と併用できます。申請前に必ず担当のケアマネジャーにご相談ください。

4 認定・交付申請受付

◆ 期間 6月2日（月）～6月27日（金） 8：30～17：15

◆ 場所 長寿支援課 市役所2階28番窓口

◆ 書類 ①山形市在宅介護支援住宅改修認定申請書 ☆

②山形市住宅リフォーム総合支援事業費補助金交付申請書 ☆

※工事金額は空欄のままお持ちください。

③工事を行う予定である部分の写真及び家屋全体の写真

④工事見積書 ⑤家屋の平面図及び計画図

⑥代理人が手続きをする場合は委任状 ☆

※以下所持している方のみ提出

⑦介護保険被保険者証の写し ⑧身体障がい者手帳の写し

☆印は別紙様式あり

5 補助金の額

補助金は、認定工事費の1／2以内の額で、30万円を限度とします。

※1 認定工事費とは見積書に記載されている各種工事に要した費用のうち、補助金の対象となる費用を指します。工事費すべてが補助金の交付対象となるわけではありません。建築指導課にて見積書の内容審査のうえ、長寿支援課にて認定工事費等の算定を行います。

ただし、介護保険住宅改修費支給制度と併用する場合、介護保険課が認める工事は対象外となります。

※2 認定工事費のうち、次の改修工事費は補助金額に上限があります。

改修工事内容	補助上限額
認定工事費のうち	
トイレの改修工事分	10万円
ユニットバスを設置する工事分	10万円

☆留意事項☆

ユニットバスを設置する工事の補助金の支給を受けるためには、以下の要件を満たす必要があります。

- ① 浴室内の壁面に手すりが2カ所以上ある(浴槽内のものは含まない)こと
- ② スロープを使用せずに連続する3室間が段差のない状態にあること
(例:浴室―脱衣所―廊下)

※3 申請者多数により、補助金交付予定額の合計が予算額を超える場合、按分して交付します。

※4 補助金交付額の合計が予算に達すると見込まれる場合、工事の追加・変更による補助金の増額は行いません。

6 認定及び補助金交付の決定通知

提出された書類の内容を審査のうえ、山形市より認定及び補助金交付の決定通知書を送付します。認定工事内容と補助金交付決定金額をご確認ください。

工事は山形市から「補助金交付決定通知書」が届いてから(交付決定通知書の日付以降に)、施工業者と工事請負契約等を締結して着手してください。交付決定通知書の日付より前に工事を行った場合は、補助対象になりません。

- ◆ 通知書の送付：認定申請書等の受理から約8週間後を予定
- ◆ 送付する書類：①認定通知書
②補助金交付決定通知書
③完了・実績報告書の必要書類の様式 等

7 完了・実績報告書の提出

- ◆ 期間 工事完了後、令和8年3月6日（金）まで速やかに提出してください。
- ◆ 場所 長寿支援課 市役所2階28番窓口
- ◆ 書類
 - ①完了報告書 ★
 - ②実績報告書 ★
 - ③工事に係る工事請負契約書の写し
 - ④工事中及び工事完了後の写真
 - ⑤工事に係る領収書の原本と写し
 - ⑥市の請求書 ★
 - ⑦振込口座通帳の写し（※表紙を開いたページ）

★印の様式は、認定・交付決定通知書送付の際に同封します。

※以下変更があった場合のみ提出

- ⑧工事を行う予定である部分の写真及び家屋全体の写真
 - ⑨工事見積書
 - ⑩家屋の平面図及び計画図
-
- ⑪山形市住宅リフォーム総合支援事業変更（中止）承認申請書 ★
 - ⑫山形市在宅介護支援住宅改修認定変更（取消）承認申請書 ★
 - ◆ 申請者の名義を変更する場合
 - ◆ 請負業者、請負金額の変更がある場合
 - ◆ 完成工事費が見積金額の2割の増減がある場合
 - ◆ 補助金交付決定額が変わる場合

8 補助金の確定通知及び交付

提出された書類の内容を審査のうえ、山形市より補助金の確定通知書を送付します。確定通知書に記載された金額が、指定の銀行口座に振り込まれます。

その他留意事項

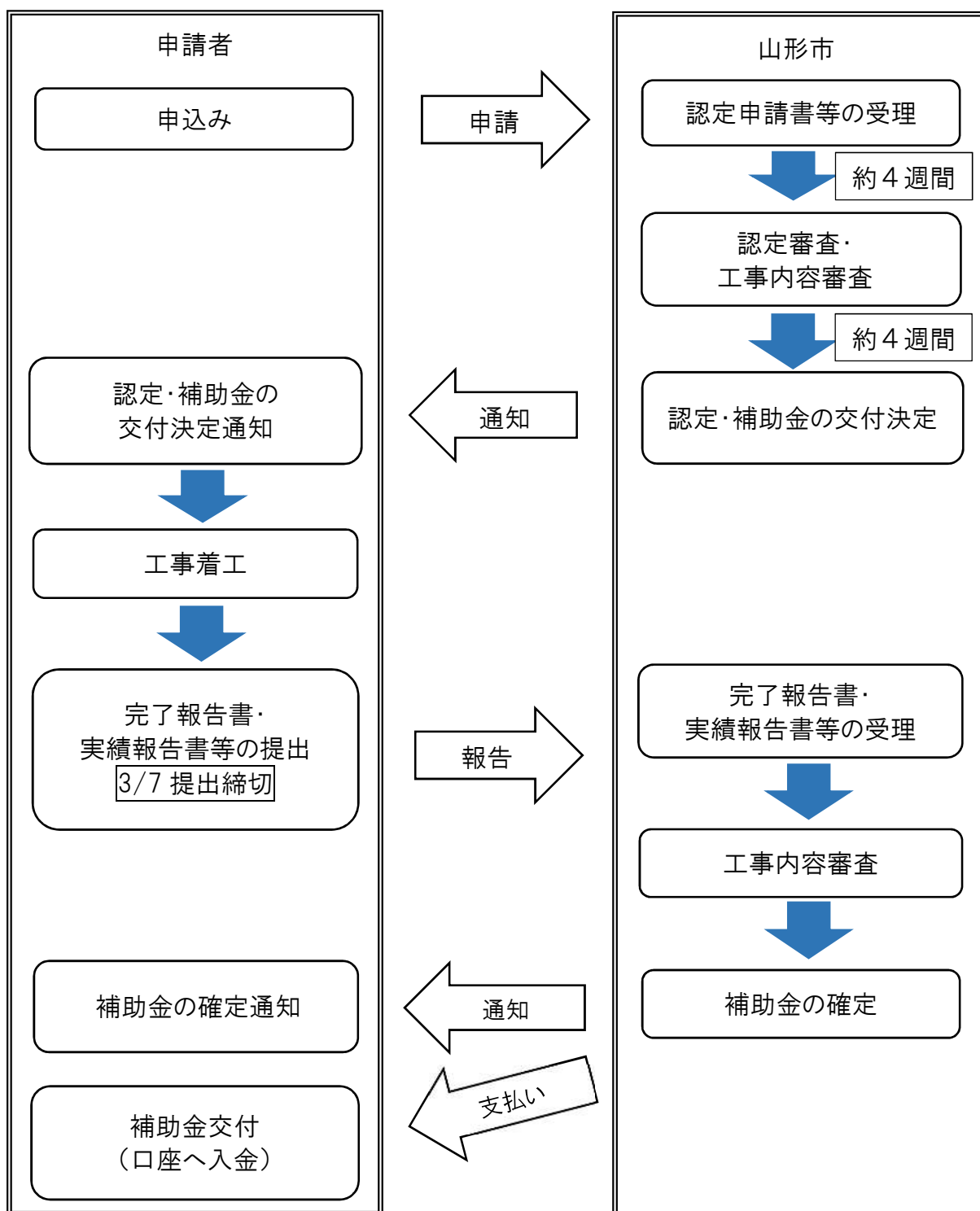
- (1) 必要に応じて、カタログ等追加資料の提出を求める場合があります。
- (2) 印鑑は常に同一のものを使用してください。

9 住宅改修工事一覧

工事の箇所	工事の名称	工事の内容
玄関、廊下、階段、居室、浴室、洗面所、台所、トイレ、など	手すりの取付け	・手すり（二段式、縦付け、横付け等適切なもの）を設置する工事 ・手すりを設置するために壁の下地を補強する工事
	段差の解消	・部屋の出入口の段差を解消するための工事（スロープを設置する工事・敷居を撤去する工事） ・昇降機、段差解消機等、動力により床段差を解消する機器を設置する工事 ・階段を緩やかな勾配にする工事
	床材等の変更	・床を滑りにくい材質にする工事 ・居室の畳敷を板材等へ変更する工事 ・床材等の変更のために下地や根太を補強する工事 ・浴室の床材等を滑りにくいものに変更する工事 ・階段に滑り止めを行う工事 ・玄関のタイル、土間を滑りにくい材質にする工事
	感染症対策	・宅配ボックスやモニター付きインターホンを設置する工事 ・タッチレス水栓器具の設置工事 ・住宅内や玄関脇に手洗い器を設置する工事 ・通風式玄関ドアに取り替える工事又は換気用の開口部を設置する工事 ・自動開閉式便座に取り替える工事
	その他	・非常通報装置を設置する工事 ・フットライト（足元灯）を設置する工事 ・開口幅を確保するために出入口を変更する工事 ・洗面台、調理台を膝入れスペースのある型式にする工事 ・スイッチ等を手の届く位置に変更する工事 ・移動用のリフトの取付け工事 ・スペースを広げる工事 ・有効幅員を広げる工事
部屋の出入口	扉、取っ手等の取替え	・開き戸を引き戸・折り戸などに取り替える工事 ・ドアノブの変更、戸車の取付けなどの工事 ・扉の取替えに伴う壁又は柱の改修工事 ・自動ドアに取り替える工事 ・外側から解錠できるようにする工事
トイレ	便器の取替え等	・和式便器から洋式便器への取替工事（暖房便座及び温水洗浄機能付きにする工事を含む。） ・便器の取替えに伴う給排水設備工事（水洗化工事は除く。） ・便器の取替えに伴う床材の変更工事
浴室	浴槽の取替え等	・浴室の床段差解消に伴う給排水工事 ・ユニットバスを設置する工事 ・浴槽を埋込型又は半埋込型にする工事 ・浴槽を二方向から介助できるような形式とする工事 ・シャワー、水道栓の設置や位置の変更及び取っ手を取り替える工事
その他		・その他市長が必要と認める工事

（注）洗面台、調理台を膝入れスペースのある型式にする工事については、障がい者及び要介護認定者の属する世帯に限り適用する。

10 申請から補助金受領までの流れ



※工事内容の審査並びに補助金の交付決定、交付等は建築指導課にて行います。

【問合せ先】：山形市福祉推進部 長寿支援課 長寿福祉係（市役所2階28番窓口）
〒990-8540 山形市旅籠町二丁目3番25号 Tel023-641-1212 内線566・569

NO. 1

令和 年 月 日

見 積 書 (みほん)

会社名

代表者

印

住所

様

工事名

工事場所

部屋名	部分	名 称	品番・規格・形状等	数量	単位	単価 (円)	金額 (円)	定価 (円)	備考
	1	浴室改修工事	「ユニットバスを設置する工事」を想定して作成してあります。						
	2	トイレ改修工事	「段差を解消する工事」、「手すりを設置する工事」、「和式から洋式便器に取替える工事」を想定して作成してあります。						
	3	廊下改修工事	床をかさ上げて「段差を解消する工事」、「手すりを設置する工事」を想定して作成してあります。						
	4	洗面所改修工事	入口扉の敷居を撤去して「段差を解消する工事」を想定して作成してあります。						
		その他の工事	補助申請を行わない工事や補助対象とならない工事などを記載してください。						
		※ 内容に不備又は疑義があるときは、工事項目の明細書の提出や作成し直しを求める場合があります。							
		※ 工事箇所(部屋別)ごとに分けて見積書を作成してください。							
		※ 工事部分(床と壁・天井など)の数量が適切(分けて)に表示になっていない場合は、補助対象工事費と認定されません。							
		※ 玄関・アプローチ改修工事などの補助対象の可否については、直接お問い合わせください。							
		計							
		諸経費			%		諸経費は小数点第1位まで表示してください。		
		合計							
		消費税		10.0	%		内税か外税か記入ください。		
		総合計					合計は、円単位とし、小数点以下は切り捨て パソコンで行う場合、関数を入力しないと切り上げになります。		

NO. 2

部屋名	部分	名 称	品番・規格・形状等	数量	単位	単価 (円)	金額 (円)	定価 (円)	備考
	1	浴室改修工事(ユニットバスを設置する工事)							
浴室	器具	ユニットバス	メーカー, 品番	1	式		見積金額を記載	定価を記載	
		(入れ替え・追加)							
	器具	浴槽	〇〇タイプ		セット		見積金額を記載		
	〃	入り口ドア	3枚引き戸		箇所		〃		
	〃	手すり	WT I型 600		本		〃		
	〃	〃	WT L型 400×400		本		〃		
						小計	(A)	=	補助対象工事費
		ユニットバス組立費		1	式				
	解体	浴室(内部・外部)解体費			m ²			浴室部分を記載する。	
	〃	発生残材処分費(運搬込み)			m ³			〃	
	基礎	土間コンクリート打設	1800×1800材工共		m ²				
	入口	浴室入口枠取り付け	木製	1	式				
	窓	サッシ枠取り付け		1	式				
	外壁	外壁サイディング	12mm		m ²				
	壁	断熱材グラスウール	50mm		巻				
	〃	木材	間柱, 枠材など		本				
	設備	給水工事		1	式			浴室部分を記載する。	
	〃	排水工事		1	式			〃	
	〃	給湯工事		1	式			〃	
	〃	保温工事		1	式			〃	
	電気	電気設備工事	配線等	1	式				
						計			

NO. 3

■浴室改修工事に係る算定基準について(ユニットバスを設置する工事の場合)

・ユニットバスを設置する工事に係る補助対象工事費は20万円を限度とします。(補助金は、20万円×1/2=10万円が限度額。)

(計算) ユニットバス器具代金(A)を補助対象工事費とし、その額が20万円を超えた場合は補助対象工事費を20万円として補助金を算定します。

・ユニットバスの設置に係る全体費用を見積書に記入してください。(見積書見本に添って作成。)

※ユニットバス設置に係る費用(バス代金、組立費、解体処分費、木工事費、給排水設備費、電気工事費など)が他の工事箇所の補助対象工事費と重複しないようにしてください。

・タイル貼りの浴室における段差解消、手すりの設置、浴槽交換等の工事(既存浴室の部分改修工事)はこの算定基準は用いません。

【ユニットバスを設置する工事を補助対象とする場合の要件】

① 浴室内に手すりが壁面に2カ所以上(浴槽内のものは含まない)あること。

② 連続する3室間の段差がない状態となっていること。(3室間の例 :浴室・洗面所・廊下や浴室・洗面所・台所など)

※ 住宅の構造上、段差の解消が困難な場合は窓口へ事前に相談してください。

部屋名	部分	名 称	品番・規格・形状等	数量	単位	単価 (円)	金額 (円)	定価 (円)	備考
	2	トイレ改修工事			(補助対象の可否)		・○は補助対象工事費とし、×は補助対象としない。		
トイレ	仮設	仮設トイレ		1	式	×			
	解体	トイレ解体費	床		m ²	○	・段差解消のため床のかさ上げ(下げ)工事を行う場合は○		
	〃	〃	壁、天井など		m ²	×			
	〃	発生残材処分費(運搬込み)	床		m ³	○	〃		
	〃	〃	壁、天井など		m ³	×			
	床	床組木材	木材(土台、根太等)		本	○	・段差解消のため床のかさ上げ(下げ)工事を行う場合は○		
	〃	下地材	コンパネ合板 12mm		枚	○	〃		
	〃	CFシート			m ²	○	〃		
	〃	木製化粧巾木			本	○	〃		

NO. 4

[illegible]

■トイレ改修工事に係る算定基準について

・〇の合計額(B)を補助対象工事費とし、その額が20万円を超えた場合は、補助対象工事費を20万円として計算します。(補助金は、20万円×1/2＝10万円が限度額。)

※ 介護保険法による居宅介護(介護予防)住宅改修費の支給申請と併用する場合は下記算定基準を参照してください。

・必要に応じて、手すり、入口扉、洋式便器・暖房便座・温水洗浄器など、補助対象となるものについてカタログの添付を求める場合があります。

※ 小便器、手洗い器など補助対象とならないものは添付不要です。

・洋式便器、暖房便座、温水洗浄機の補助対象の可否は次のとおりです。

(改修前) 洋式便器、暖房便座、温水洗浄機 → (改修後) 洋式便器、暖房便座、温水洗浄機 は すべて ×

(改修前) 洋式便器 → (改修後) 洋式便器、暖房便座、温水洗浄機 は すべて ×

(改修前) 和式便器 → (改修後) 洋式便器、暖房便座、温水洗浄機 は すべて ○

・2ヵ所以上のトイレ改修(新設も含む)の場合、補助対象とするのは1ヵ所(高齢者が使用するところ)とします。

・屋外にあるトイレを既存住宅内部に移す工事の場合は補助対象とします。ただし、増築して設置の場合は×。また、屋外トイレの解体処分費は補助対象としません。

【トイレ工事を介護保険法による居宅介護(介護予防)住宅改修費の支給申請と併用する場合の算定基準】

① 併用する場合においても補助金の上限は10万円とします。

② 〇の合計額(B)を補助対象工事費とし、その額が40万円を超えた場合は補助対象工事費を40万円として補助金を算定します。(併用の場合に限る。)

(計算例:1) 補助対象工事費(B)が420,000円で、介護保険の支給対象工事費 200,000円(限度額:本人受取額 180,000円)の場合

$(400,000円 - 200,000円) \times 1/2 = 100,000円$ が補助金となります。

(計算例:2) 補助対象工事費(B)が350,000円で、介護保険の支給対象工事費 200,000円(限度額:本人受取額 180,000円)の場合

$(350,000円 - 200,000円) \times 1/2 = 75,000円$ が補助金となります。

(計算例:3) 補助対象工事費(B)が320,000円で、介護保険の支給対象工事費 100,000円(本人受取額 90,000円)の場合

$(320,000円 - 100,000円) \times 1/2 = 110,000円$ 補助金の限度額を超えているため、100,000円が補助金となります。

NO. 6

部屋名	部分	名 称	品番・規格・形状等	数量	単位	単価 (円)	金額 (円)	定価 (円)	備考
	3	廊下改修工事（床をかさ上げて「段差を解消する」場合）			（補助対象の可否）				
廊下	解体	廊下解体費	床		m ²	○	・段差解消のため床のかさ上げ工事を行う場合は○		
	〃	〃	壁、天井など		m ²	×			
	〃	発生残材処分費（運搬込み）	床		m ³	○	〃		
	〃	〃	壁、天井など		m ³	×			
	床	床組木材	木材（土台、根太等）		本	○	・段差解消のため床のかさ上げ工事を行う場合は○		
	〃	下地材	コンパネ合板 12mm		枚	○	〃		
	〃	フローリング			m ²	○	〃		
	〃	木製化粧巾木			本	○	〃		
	壁・天井	木材	間柱、胴縁、枠材など		本	×	・手すりを設置するため壁の下地を補強する工事を行う場合は、手すりの設置に係る壁面部分は○ （手すりの設置壁面とそれ以外を分けて記載する。）		
	〃	PB（クロス下地材）	12.5mm		枚	×			
	〃	クロス貼り			m ²	×			
	〃	廻縁			本	×			
		釘、金物、接着剤	床	1	式	○			
		〃	壁、天井など	1	式	×			
		大工工料	床		人	○	・補助対象となる部分とならない部分を分けて記載する。		
		〃	壁、天井など		人	×			
	壁	手すり	メーカー、品番など		本	○	製作手すりの場合は「製作」と記載		
	〃	手すり下地補強材			本	○			
						計			

■廊下改修工事に係る算定基準について（洗面所・居室の工事などの場合も同じ基準です。）

・段差を解消する工事の算定においては、原則として床工事にかかる材料、工賃を補助対象とし、壁、天井部分の工事は対象としません。

・段差を解消する工事を行う場合は、改修後の段差の状況が判別できるように、平面図に表示してください。

NO. 7

部屋名	部分	名 称	品番・規格・形状等	数量	単位	単価 (円)	金額 (円)	定価 (円)	備考
	4	洗面所改修工事（入口扉の敷居を撤去して「段差を解消する」場合）							
		（＝床面の高さを変更しないで、張り替える工事を想定して作成。）			（補助対象の可否）				
洗面所	解体	洗面所解体費	床、壁、天井など		m ²	×			
	〃	発生残材処分費（運搬込み）	〃		m ³	×			
	床	下地材	コンパネ合板 12mm		枚	×	・単に床材の張替えとなるため× （床面の高さに変更がない場合は対象としない。）		
	〃	CFシート			m ²	×			
	壁・天井	クロス貼り			m ²	×			
	〃	PB(クロス下地材)	12.5mm		枚	×			
	入口	片引き戸	メーカー、品番、サイズ		箇所	○	・敷居を撤去し、床の高さに扉 を設置して段差解消を行う場合等は○		
	〃	入口枠			箇所	○			
	〃	入口扉の取付費（解体・処分費込み）		1	式	○			
		大工工料	床、壁、天井など		人	×			
		釘、金物、接着剤		1	式	×			
	器具	洗面台	メーカー、品番		セット	×			
		洗面台設置費		1	式	×			
	設備	給水工事		1	式	×			
	〃	排水工事		1	式	×			
	電気	電気設備工事	照明器具、コンセント等	1	式	×			
					計				

■洗面所改修工事に係る算定基準について（廊下、居室の工事などの場合も同じ基準です。）

・入口扉は「段差を解消する工事」や「開き戸を引き戸に変更する工事」、「有効幅員を広げる工事」など、入口のサイズ変更等を伴う工事により、扉の交換が必要になった場合に補助対象とします。

・「膝入れタイプの洗面台を設置する工事」は、洗面台本体部分を補助対象工事費とし、設置費、給排水・給湯工事費などは補助対象としません。

※この工事は、障がい者または要介護認定者の属する世帯に限り補助対象とします。

■ ユニットバス工事の補助対象要件について－１

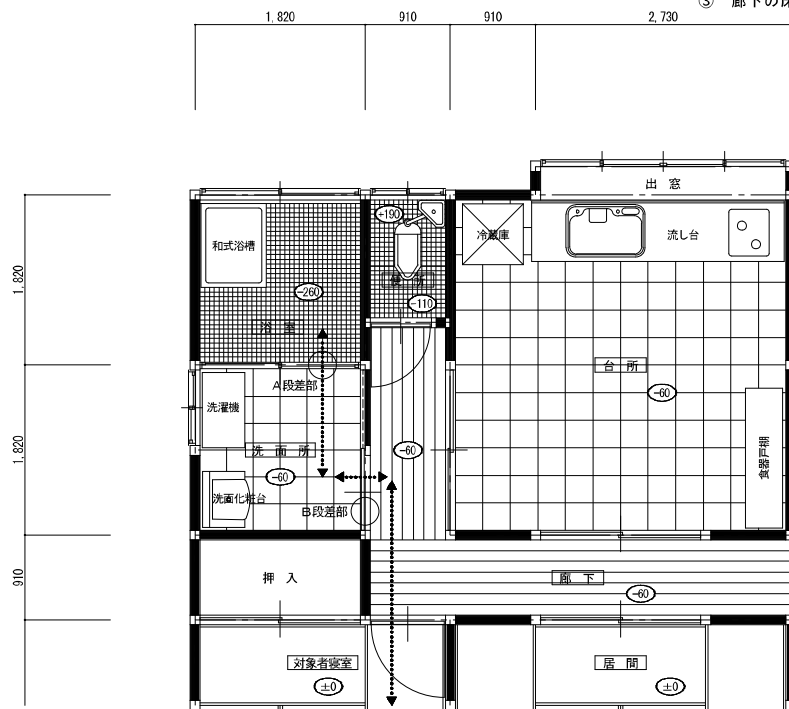
具体例 1

（浴室～洗面所～廊下の連続する３室間の段差の解消）

【補助対象となる工事項目】

- ① 「ユニットバスを設置する工事」
- ② 洗面所の床をかさ上げて「段差を解消する工事」
- ③ 廊下の床をかさ上げて「段差を解消する工事」

ユニットバス設置の補助要件は、従来通り
バリアフリータイプのもので、且つ手摺が
壁面に２箇所以上（浴槽内の手摺は含まな
い）取り付けることが条件となります。

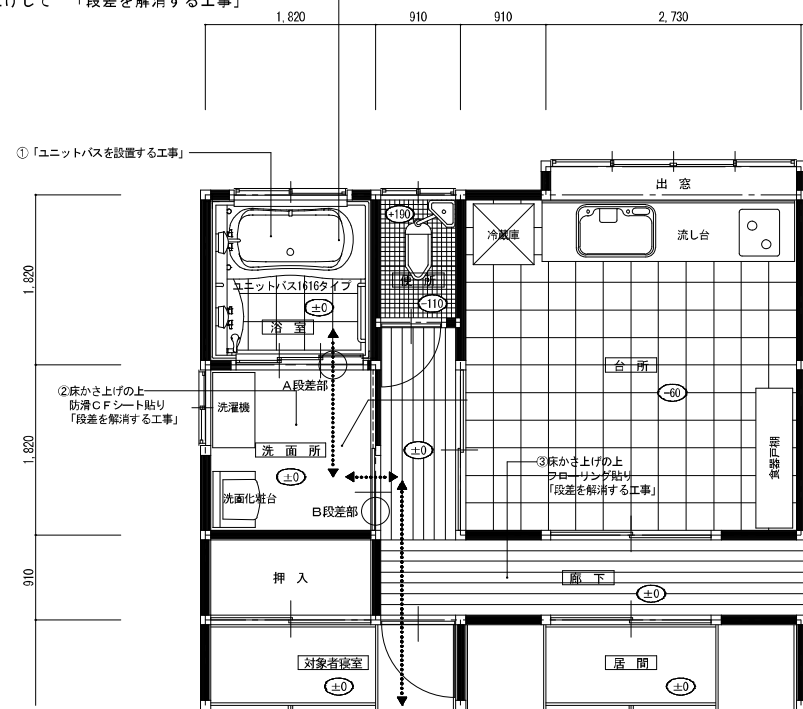


図中凡例

*** 床レベルを示す。

..... 対象者の日常生活動線（入浴時）を示す。

改修前 1 階平面図 S c L 1 : 5 0



図中凡例

*** 床レベルを示す。

..... 対象者の日常生活動線（入浴時）を示す。

改修後 1 階平面図 S c L 1 : 5 0

■ 段差部位一覧表

改修前			改修後		
段差部位	高さ	形状	段差部位	高さ	形状
A段差部	200	▽	A段差部	0	▽
B段差部	60	▽	B段差部	0	▽

～ 連続する３室間の段差の解消とは ～

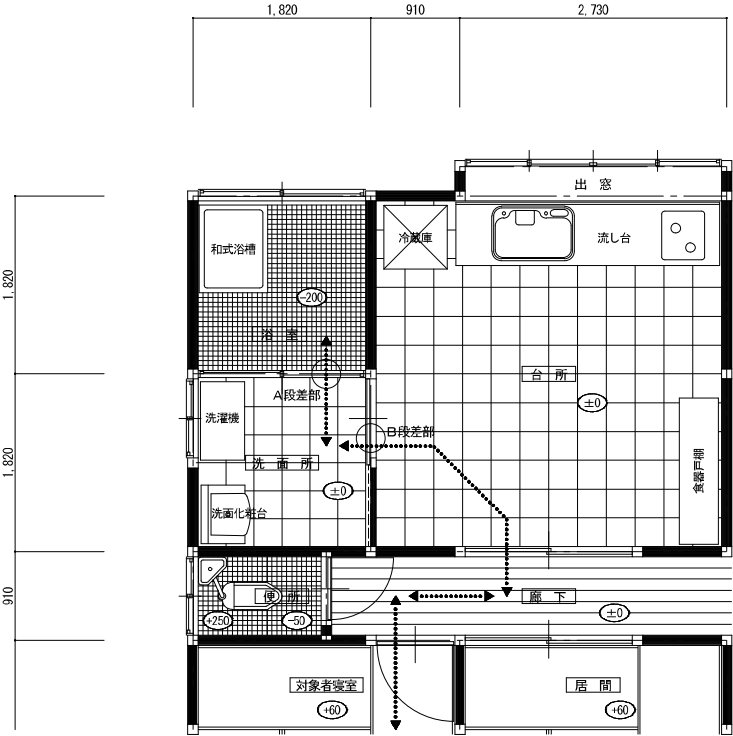
連続する３室間の段差の解消とは、浴室（ユニットバス）に接続する２つの室（洗面所・廊下）間の敷居部のことであり、上に記載する平面図のＡ段差部とＢ段差部の２箇所のことを差します。

■ ユニットバス工事の補助対象要件について－2

具体例 2 (浴室～洗面所～台所の連続する3室間の段差の解消)

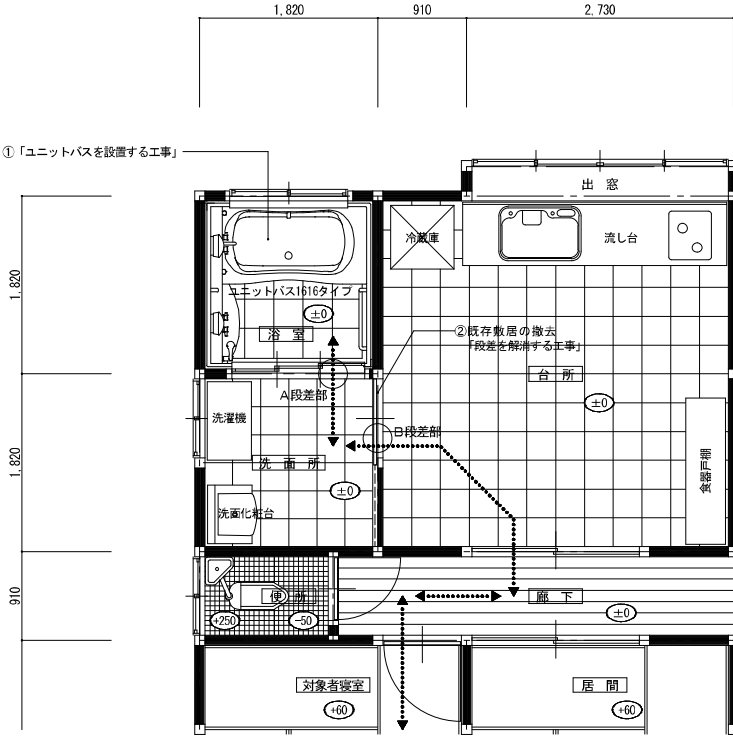
【補助対象となる工事項目】

- ① 「ユニットバスを設置する工事」
- ② 洗面所の敷居を撤去して「段差を解消する工事」



図中凡例
*** 床レベルを示す。
..... 対象者の日常生活動線（入浴時）を示す。

改修前1階平面図 S c L 1 : 5 0



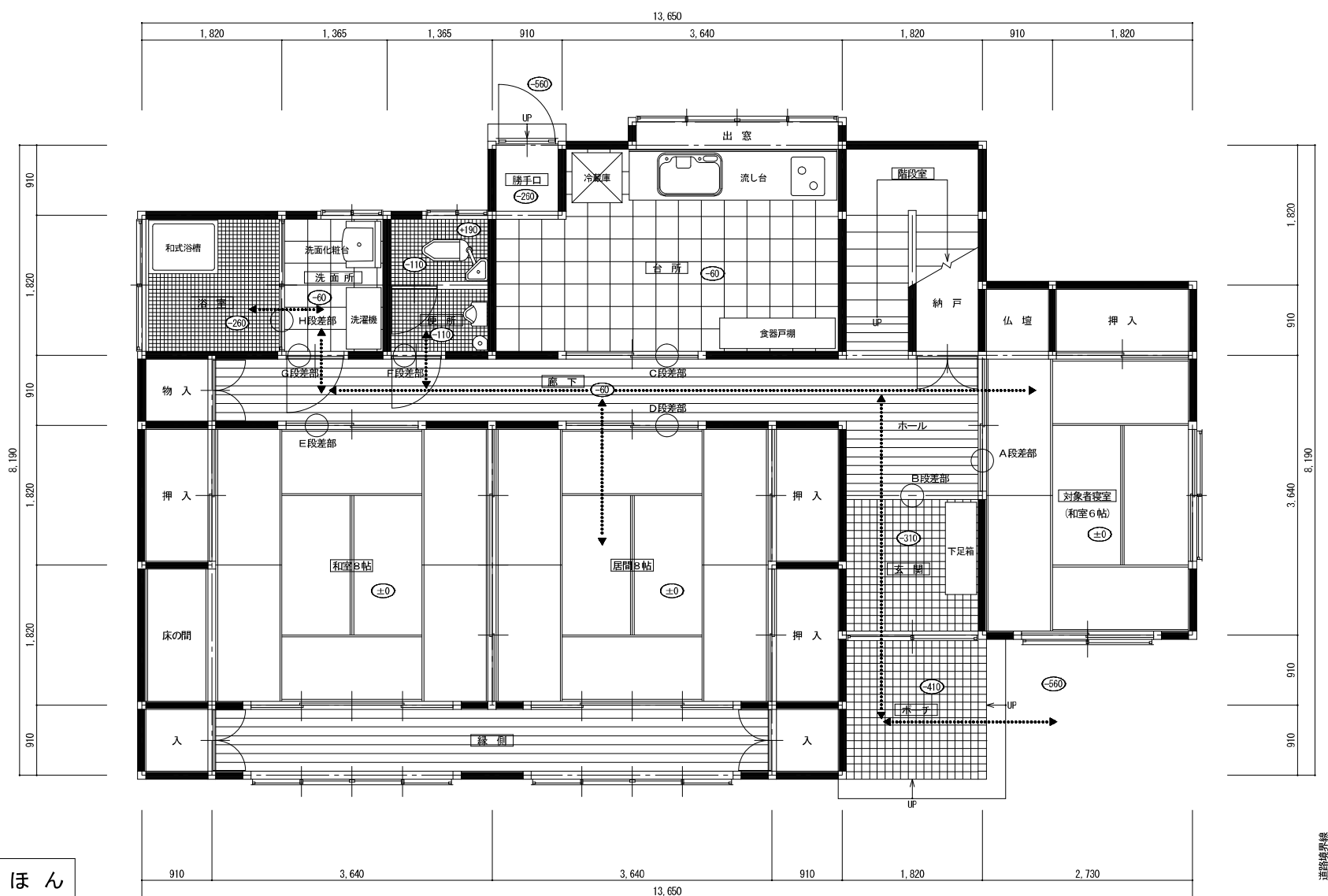
図中凡例
*** 床レベルを示す。
..... 対象者の日常生活動線（入浴時）を示す。

改修後1階平面図 S c L 1 : 5 0

改修前			改修後		
段差部位	高さ	形状	段差部位	高さ	形状
A段差部	200	▽	A段差部	0	▽
B段差部	60	▽	B段差部	0	▽

～ 連続する3室間の段差の解消とは ～

連続する3室間の段差の解消とは、浴室（ユニットバス）に接続する2つの室（洗面所・台所）間の敷居部のことであり、上に記載する平面図のA段差部とB段差部の2箇所のことを差します。



圖中凡例

段差部位	高さ	形 状	段差部位	高さ	形 状
A段差部	60		F段差部	80	
B段差部	250		G段差部	30	
C段差部	60		H段差部	200	
D段差部	60				
E段差部	60				

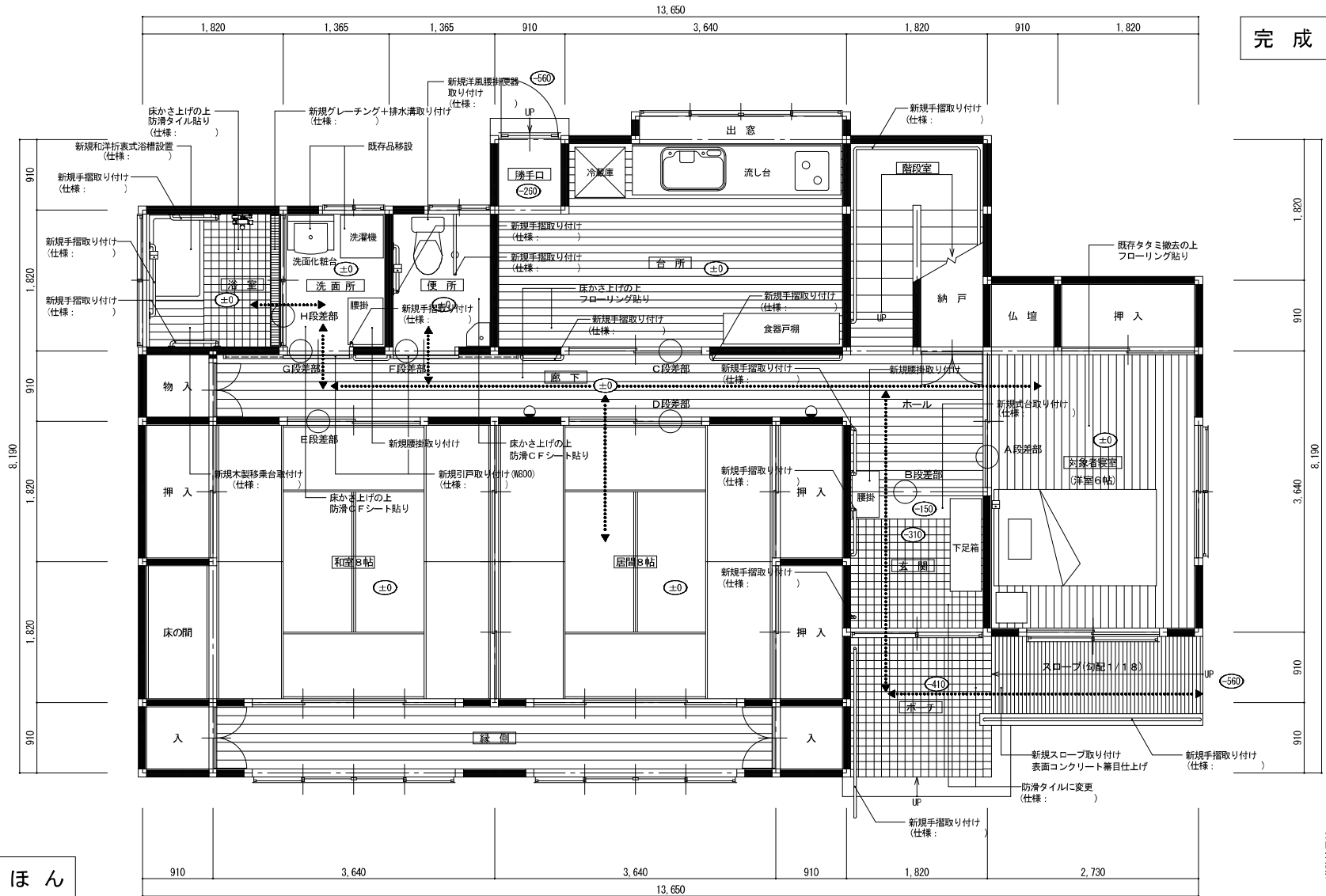
注記：添付する写真(現況・施工・完成)は、申請に係る全箇所を撮影してください。
また、図中に撮影位置、方向及び符号も明記してください。(凡例参照)

-  床レベル を示す。
-  改修部分写真撮影方向 を示す。
-  対象者の日常生活動線 を示す。

工事名	山形太郎邸住宅改修工事	作成日	山形ベにばなりフォーラム
		〇〇年〇月〇日	代表 紅花 花子
図面名	改修前1階平面図	縮尺 1:50	山形市旅館町2-3-25 TEL(023)641-1212



完成図面



みほん

■ 段差部位一覧表

段差部位	高さ	形状	段差部位	高さ	形状
A段差部	0	▽	F段差部	0	▽
B段差部	150	▽	G段差部	0	▽
C段差部	0	▽	H段差部	0	▽
D段差部	0	▽			
E段差部	0	▽			

改修後1階平面図 SCL 1:50

注記：添付する写真(現況・施工・完成)は、申請に係る全箇所を撮影してください。
また、図中に撮影位置、方向及び符号も明記してください。(凡例参照)

図中凡例

- *** 床レベルを示す。
- フットライト(足元灯)を示す。
- ◀* 改修部分写真撮影方向を示す。
- 田 非常通報装置を示す。
- ◀..... 対象者の日常生活動線を示す。

工事名	山形太郎邸住宅改修工事	作成日	〇〇年〇月〇日	山形ベにばなりフォーム
図面名	改修後1階平面図	縮尺	1:50	代表 紅花 花子
				山形市旅籠町2-3-25 TEL(023)641-1212